江別市ふるさと納税普及促進事業 公募型プロポーザル実施要領

令和7年10月 江別市

江別市ふるさと納税普及促進事業 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 名称

江別市ふるさと納税普及促進事業

(2)業務の目的

江別市(以下「本市」という。)の魅力的なふるさと納税返礼品の掘り起こしや、効果的なふる さと納税ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)の運営により、本市へのふるさと納 税寄附件数の拡大を通じ、関係人口の増加、本市の魅力の発信や地域の活性化に寄与することを目 指すもの。

(3)業務内容

- ① 寄附情報管理システムの管理・運営に関する業務
- ② 寄附者への書類の作成に関する業務
- ③ 寄附者に対する返礼品の手配, 管理及び精算
- ④ ワンストップ特例申請受付業務
- ⑤ 寄附者からの問合せ及び苦情等への対応
- ⑥ ポータルサイトの運用及び管理
- ⑦広報・PR及び返礼品の拡充等に関する業務
- ⑧ 返礼品の募集・開発・掘り起こし等

(4) 見積上限金額(消費税及び地方消費税の額を除く)

- ① 基本委託料 当市が受領した寄附金額の5%以内
 - ※上記①には、発注者が契約している寄附受付ポータルサイトの利用に係る使用料及び手数料、 クレジットカード決済等の決済手数料、返礼品および返礼品送付に関する費用は含まない。
- ② 寄附金受領証明書等作成及び発送業務委託料 1件当たり200円以内
- ③ ワンストップ特例制度申請書受付業務委託料 1件当たり250円以内

(5)業務(委託)期間

令和8年4月1日(予定)から令和9年3月31日まで

- ※本市が業務履行状況を良好と認めた場合には、年度ごと予算の範囲内で随意契約をできるものとする。
- ※履行開始日以降に円滑に業務が遂行出来るよう引継ぎ及びシステム等の準備を進めること。 なお、準備に要する費用は受託者負担とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている単独企業又は共同事業

体をはじめとした企業グループとする。ただし、グループで参加する場合は、グループを構成するすべての企業が次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を含む。)でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (2)会社法(平成17年法律第86号)に基づく会社、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人又はその他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (3)暴力団(江別市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(江別市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団関係事業者(江別市暴力団排除条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者をいう。)に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22 年政令第16 号)第167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (6) 市税(法人市民税及び固定資産税)に滞納がないこと。
- (7) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。(バーチャルオフィス等の実態がないものを除く。)また、市の求めに応じて速やかに当市内の指定する場所に来訪することが可能な者であること。
- (8)令和5年度以降,自治体における同様の業務の受託実績を有していること。

3 契約方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する審査会を開催し、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、又は「2.参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加事業者が1者の場合にあっても審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4 質問の受付と回答

(1)提出書類

質問・回答書<第1号様式>

(2)受付期間

令和7年11月10日(月)午後5時まで(必着)

(3)提出方法

総務部財務室契約管財課 (keiyaku@city.ebetsu.lg.jp) 宛て電子メール ※Word データで送付すること。

(4)回答方法

当市公式ホームページに随時公開する。

(5)回答期限

令和7年11月17日(月)

5 参加表明書に関する事項

- (1)提出書類
 - ① 参加表明書 <第2号様式>
 - ② 構成員調書 <第3号様式> ※グループで応募する場合
 - ③ 委任状 <第4号様式> ※プロポーザル参加に関して、支店等に委任する場合
 - ④ 事業者概要書 <第5号様式>

(会社情報、年度、発注者、業務名、契約金額、担当者名を記載し、契約書の写しや業務の概要がわかるものを添付すること。)

- ⑤ 令和7·8年度江別市競争入札参加資格者登録名簿に登載されていない者の場合、次に掲げる 書類(写し可)
 - ア 履歴事項全部証明書
 - イ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)(直近2年度決算分)
 - ウ 国税等の納税証明書 その3の3 (法人税及び消費税及地方消費税)
 - エ 市税の納税証明書(法人市民税及び固定資産税)
 - ・本市で課税がある場合(本市に本店・支店・営業所がある場合等)は本市が発行する納税証明書を、本市で課税がない場合は、本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人市町村 民税の納税証明書を提出すること。
 - ※ア、ウ、エに掲げる書類については、申請時において発行から3ヶ月以内であるものとし、 ウ、エは、滞納の記載がないものに限る。
- (2)提出期限

令和7年11月25日(火)午後5時まで(必着)

(3)提出方法

持参または郵送とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、平日午前9時から午後5時までを受付時間とする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

なお、配達証明付書留郵便以外での郵送は受け付けないものとする。

(4)提出場所

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

江別市総務部財務室契約管財課(江別市役所本庁舎2階)

(5)提出部数

各1部

6 企画提案書に関する事項

(1)提出書類

次に掲げる書類を提出すること。なお、企画提案書はA4版で提出すること。

- ① 企画提案書 <任意様式>
 - ・仕様書に基づき、各事項について具体的な提案をすること。
 - ・ふるさと納税制度の現状や今後の動向の予測などを記載すること。
 - ・業務の実施手順、各業務の実施体制及び具体的なスケジュールを記載すること。
 - ・寄附額増加の取組や業務効率化、ふるさと納税制度を活用した地域振興の活性化へ向けた取組 内容を記載すること。
- ② 業務委託料見積書 <第6号様式> (項目を含んでいれば任意様式も可)
 - ア 基本委託料: 当市が受領した寄附金額に対する割合(%)
 - イ 寄附金受領証明書等作成及び発送業務委託料単価: 1件当たりの金額
 - ウ ワンストップ特例制度申請受付業務委託料単価:1件当たりの金額

(2)提出期限

令和7年12月1日(月)午後5時まで(必着)

(3)提出場所

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

江別市総務部財務室契約管財課(江別市役所本庁舎2階)

(4)提出方法

持参または郵送とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、平日午前9時から午後5時までを受付時間とする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

なお、配達証明付書留郵便以外での郵送は受け付けないものとする。

(5)提出部数

正本1部、副本6部(副本については複写可とする。)

(6)提出辞退

参加の辞退希望する場合は、企画提案書提出期間内までに「公募型プロポーザル参加辞退届<第7号様式>を書面にて提出すること。

なお、辞退による不利益は一切生じない。

7 選定方法

(1)審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び選定は、市職員等で構成する「江別市ふるさと納税普及促進事業 委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置して行う。

(2) 一次審査(書類審査)の実施

参加表明者(企画提案書提出者)が多数の場合には一次審査(書類審査)を実施する場合があります。

(3) 二次審査(プロポーザル審査会)通知

令和7年12月5日(金)(予定)

「2 参加資格要件」を満たし、企画提案書の提出のあった参加表明者(一次審査実施の場合はプロポーザル審査会の対象となった事業者)に対し、参加表明書に記載された電子メールアドレ

スに通知する。

(4) プロポーザル審査会

企画提案内容を確認するため、参加事業者によるプレゼンテーション及び審査委員からの質疑 応答を行い、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定する(次点者も決定 する。)。

なお、選定結果については、参加事業者全員に対し自己の結果のみを通知する。

ほかの参加事業者の情報、選定結果、評価点や審査の経緯は公開せず、審査及び結果に関する 質問や異議は受け付けないものとする。

① 実施日時:令和7年12月22日(月)

② 実施場所:江別市民会館 37号室 (江別市高砂町6番地)

③ 企画提案の説明及び質疑応答

1 者あたり35 分程度(準備時間5分、プレゼンテーション:15 分、質疑応答:15 分程度) を予定。

- ④ 審査項目:表1のとおり
- ⑤ 最高得点者が2者以上ある場合(同点の場合)の決定方法 上記④審査項目のうち「企画提案」の合計点が高い者を契約候補者に選定する。なお、「企画提 案」の合計点も同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。
- ⑥ 参加事業者が1者となった場合は、委員の総合計点が最低基準点(5割)を超えた場合に限り 契約候補者として決定する。
- ⑦ 委員の総合計点が最低基準点(5割)を超えない場合は、契約候補者として認めない。
- ⑧ その他
 - ・当方において、ノートパソコン(windows)、HDMI ケーブル、プロジェクター及びスクリーンを用意する。なお、参加事業者がパソコンを持参することも可能である。
 - ・プレゼンテーションの日時及び場所については、あらためて別途通知する。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に令和8年1月16日(金)までに書面により通知する。

審査項目	内容	審査の視点	配点
業務遂行能力	業務内容及び実績	他自治体において、ふるさと納税に関する業務の実績を有しているか。 (可能な範囲で、自治体名、契約期間、年間受注金額と件数等記載すること。)	5
	業務実施体制	業務を実施する上で資格、経験、専門知識や人数等、適切な業務	20

表 1 審查項目一覧

		実施体制を有しているか。	
	業務経費	見積もりの経費は、内容に対して妥当か。	10
業務実施計画	業務フロー・スケジュール	業務フロー及びスケジュールは適正か。	10
企画提案	返礼品に関する企画提案	返礼品について、魅力的な返礼品の開発や既存返礼品の魅力向上	20
		策等を効果的に訴求できる企画内容となっているか。	
	返礼品の受発注及び発送	返礼品の発注や管理を確実かつ円滑に行う工夫がされているか。	10
	寄附者対応	コールセンターの問合せ対応、お礼状や証明書の発送等を円滑に	10
		行える体制が構築されているか。	10
	プロモーションに関する	・寄附額の増加につながる効果的な分析や広報・プロモーション	
	事項	戦略を展開し、寄附の獲得に直結する施策の提案がなされている	10
		か。	
その他	独自提案	他の参加事業者と比べて、本業務を受託する優位性が示されてい	5
		るか。	<u></u>
合計			

8 スケジュール 表2のとおり

表2 スケジュール

内 容	スケジュール
公募開始	令和7年10月31日(金)から
質問書の提出期限	令和7年11月10日(月)午後5時まで(必着)
質問書の回答期限	令和7年11月17日(月)
参加表明書等の提出期限	令和7年11月25日(火)午後5時まで(必着)
企画提案書等の提出期限	令和7年12月 1日(月)午後5時まで(必着)
プレゼンテーション審査	令和7年12月22日(月)
結果通知	令和8年 1月16日(金)
契約手続き	令和8年 4月 1日(水)【予定】
契約期間	契約締結日から令和9年3月31日(水)

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ① 企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - ② 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - ③ 企画提案書が定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (4) 提出期限を過ぎた企画提案書の差替又は再提出は認めない。

- (5)参加事業者から提出された関係書類は返却しない。
- (6)契約候補者は、本業務を実施する場合において、市と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係 を維持し、かつ守秘義務を遵守すること。また、契約終了後においても、守秘義務を遵守すること。
- (7)本件プロポーザルは、契約候補者の特定を目的に実施するものであり、採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様の原型となるものであるが、すべての提案事項について契約を保証するものではなく、市と契約候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。
- (8)審査において知り得た情報(周知の情報は除く。)は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (9) その他定めのない事項については、市が定める手続きに従うものとする。

10 担当部局

江別市総務部財務室契約管財課(担当:河辺・花輪)

〒067-8674 江別市高砂町6番地

TEL: 011-381-1147(直通)

FAX: 011-381-1070

E-mail: keiyaku@city.ebetsu.lg.jp